

訪問体制強化加算に係る届出書

事業所名			
異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
施設等の区分	1 小規模多機能型居宅介護事業所		2 看護小規模多機能型居宅介護事業所

訪問体制強化加算に係る届出内容		有・無					
1 職員配置の状況	事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置している。 ただし、看護小規模多機能型居宅介護の場合、看護サービスを除く。また、常勤の従業者については、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を除く。	・					
2 事業所の状況	事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅であって登録を受けたもの）を併設している。	・					
3 サービス提供の状況	(1) 事業所が同一建物に集合住宅を併設していない（2で無を選択した）場合 訪問回数が1月当たり延べ200回以上である。	・					
	(2) 事業所が同一建物に集合住宅を併設している（2で有を選択した）場合に占めるの割合が50%以上 <table border="1"><tr><td>登録者の総数</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>同一建物居住者以外の者（（看護）小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者）の数</td><td></td><td>人</td></tr></table> の者に対する訪問回数が1月当たり延べ200回以上である。	登録者の総数		人	同一建物居住者以外の者（（看護）小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者）の数		人
登録者の総数		人					
同一建物居住者以外の者（（看護）小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者）の数		人					

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。